

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

収 集

(定価) 部一冊月三百円(送料を含む。)

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当るときは、
その翌日の
発行)

目次

- ◇ 告 示 教育職員の免許状の授与
- 土地改良事業の認可
- 土地改良区の役員等の退任等
- 土地改良区の清算人の退任
- 土地の立入りの許可
- 収入証紙の小売りさばき人の指定
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第六百七十四号

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百八十八号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地

幼稚園教諭二級普通免許状 昭四一幼二普 第二号 樋口喜美子 鳥取県

鳥取県告示第六百七十五号

昭和四十一年九月二日付けで南谷土地改良区から申請のあった新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 昭和四十一年十二月九日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
- 東伯郡関金町大字関金宿一、一七五番地 南谷土地改良区事務所
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は就任し

た旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。
 昭和四十一年十二月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

大誠土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 梅津 善寿 東伯郡大栄町大字大谷
 " 磯山 照一 " 西園
 " 西山 孝 " 東園
 " 磯近 始 " 瀬戸
 " 完井 菊松 " 原
 " 前田 堅 " 六尾
 " 岩間真之助 " 東園
 " 奥田 泰 " 六尾
 " 沢山長太郎 " 原
 " 磯山 清重 " 西園
 " 山崎 祥雄 " 瀬戸
 監事 磯山 清重 " 西園
 " 山崎 祥雄 " 瀬戸

任期満了により退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 梅津 善寿 東伯郡大栄町大字大谷一、四五一番地
 " 磯山 照一 " 西園一、一五一
 " 西山 孝 " 東園四〇八
 " 磯近 始 " 瀬戸四四九
 " 完井 菊松 " 原一、一二八
 " 前田 堅 " 六尾四一八

鳥取県告示第六百七十七号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。
 昭和四十一年十二月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

天神野土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 坂根 林蔵 東伯郡関金町大字堀
 " 西田 荘 " 泰久寺
 " 安田 豊吉 " 松河原
 " 佐々木照義 " 大鳥居
 " 山崎 新松 " 安歩
 " 山本 寿雄 倉吉市鴨河内

岩間真之助 東園三九六
 奥田 泰 六尾四七五
 沢山長太郎 原一〇七五
 磯山 清重 西園一、一七五
 山崎 祥雄 瀬戸三九三

昭和四十一年七月十三日通常総代会において総選挙の結果当選し昭和四十一年七月二十日就任 任期二年
 江北土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 生田 貢 東伯郡北条町大字江北
 " 松本 秋 " 園坂
 " 引田 鉄一 " 園坂
 " 石井末太郎 " 園坂
 " 岡 巖 " 園坂
 " 井上 久平 " 園坂
 " 井上 菊松 " 園坂
 " 山本 涼三 " 園坂
 " 野島 克文 " 園坂
 監事 谷口 保 " 江北
 " 野島 克文 " 江北

任期満了により退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 生田 貢 東伯郡北条町大定江北五四三番地
 " 松本 秋 " 六二の二
 " 引田 鉄一 " 九一

熊谷 源治 " " "
 渋谷 英三 " " "
 野儀 久市 " " 福山
 松本 石松 " " 小鴨
 中口 菊市 " " 北野
 亀井 梅蔵 " " 三江
 北村豊次郎 " " 志津
 監事 西田 敬一 東伯郡関金町大字泰久寺
 岸本 実 " " 松河原
 桑垣 文雄 倉吉市上古川

任期満了により退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 坂根 林蔵 東伯郡関金町大字堀三二八番地の三
 " 西田 荘 " 泰久寺六九五
 " 安田 豊吉 " 松河原三五の二
 " 佐々木照義 " 大鳥居一、一八四
 " 山崎 新松 " 安歩八六七
 " 山本 寿雄 倉吉市鴨河内二五二〇
 " 渋谷 英三 " 一九〇七
 " 野儀 久市 " 福山二七五
 " 松本 石松 " 小鴨一三九〇
 " 桑名 勝己 " 北野七〇一
 " 北村豊次郎 " 志津九二一の二
 " 山根 拙翁 " 三江四八七

た旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。
 昭和四十一年十二月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

大誠土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 梅津 善寿 東伯郡大栄町大字大谷
 " 磯山 照一 " 西園
 " 西山 孝 " 東園
 " 磯近 始 " 瀬戸
 " 完井 菊松 " 原
 " 前田 堅 " 六尾
 " 岩間真之助 " 東園
 " 奥田 泰 " 六尾
 " 沢山長太郎 " 原
 " 磯山 清重 " 西園
 " 山崎 祥雄 " 瀬戸
 監事 磯山 清重 " 西園
 " 山崎 祥雄 " 瀬戸

任期満了により退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 梅津 善寿 東伯郡大栄町大字大谷一、四五一番地
 " 磯山 照一 " 西園一、一五一
 " 西山 孝 " 東園四〇八
 " 磯近 始 " 瀬戸四四九
 " 完井 菊松 " 原一、一二八
 " 前田 堅 " 六尾四一八

岩間真之助 東園三九六
 奥田 泰 六尾四七五
 沢山長太郎 原一〇七五
 磯山 清重 西園一、一七五
 山崎 祥雄 瀬戸三九三

昭和四十一年七月十三日通常総代会において総選挙の結果当選し昭和四十一年七月二十日就任 任期二年
 江北土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 生田 貢 東伯郡北条町大字江北
 " 松本 秋 " 園坂
 " 引田 鉄一 " 園坂
 " 石井末太郎 " 園坂
 " 岡 巖 " 園坂
 " 井上 久平 " 園坂
 " 井上 菊松 " 園坂
 " 山本 涼三 " 園坂
 " 野島 克文 " 園坂
 監事 谷口 保 " 江北
 " 野島 克文 " 江北

任期満了により退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 生田 貢 東伯郡北条町大定江北五四三番地
 " 松本 秋 " 六二の二
 " 引田 鉄一 " 九一

昭和四十一年十二月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

西伯町原土地改良区
就任した清算人の氏名及び住所

理事	坪内 寛正	西伯郡西伯町大字原三九八番地
"	加納 孝重	一四五〇
"	竹本 英一	三八二〇
"	田中 栄一	一四八〇
"	坪内 忠良	三九三〇
"	北尾 延安	四三二〇
"	後藤 安郎	三七八〇
"	長谷川為造	三九二〇
"	北尾 浅市	五一四〇
"	伴藤 万一	北万三八八〇
"	陶山 高	四八四〇
"	瀬尾 一雄	猪小路八六〇

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期は精算終了まで

大崎土地改良区
就任した清算人の氏名及び住所

理事	角 輝	米子市大崎一一七八番地
"	木村 正寿	一七六六〇
"	木村 賢	七八〇〇

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期

は精算終了まで

富益村往來西土地改良区
就任した清算人の氏名及び住所

理事	木村 兼蔵	米子市富益町六八二番地
"	木村 満照	二六八九〇
"	木村 広	六五三〇

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期は精算終了まで

米子市三保向土地改良区
就任した清算人の氏名及び住所

理事	保永 重治	米子市河崎二八七九番地
"	足芝 豊高	二九一〇〇
"	矢新 孝	九五五〇
"	福岡 丈夫	九一一〇

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期は精算終了まで

尚徳村別所土地改良区
就任した清算人の氏名及び住所

理事	杉村 利寿	米子市別所一、〇一六番地
"	杉村 正市	一、一六七〇
"	小林 功	一、〇四〇〇

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期は精算終了まで

井口 繁賀 四三六〇の一

監事 西田 敬一 東伯郡関金町大字泰久寺六一四〇

桑垣 文雄 倉吉市上古川四二五〇

幸本 金一 一六〇〇

昭和四十一年七月二十三日総選挙の結果当選し八月六日就任 任期二年

鳥取市覚寺土地改良区
退任した役員の名及び住所

理事	平井 寿美	鳥取市覚寺
"	西村 敬治	"
"	青木 武雄	"
"	田中 享	"
"	西村 義春	"
"	青木 健	"
"	竹内富久治	"
"	西村 三郎	"
"	平井 栄一	"
"	平井 忠晴	"
"	木村 国雄	円護寺
"	青木 管男	浜坂
"	竹内良太郎	覚寺
監事	米原 寿男	浜坂
"	尾崎 春一	覚寺
"	青木 政則	"

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事	平井 寿美	鳥取市覚寺四一三
"	西村 義春	四二八〇
"	田中 享	四三六〇
"	青木 健	四三一〇
"	青木 管男	浜坂一三八〇ノ四
"	西村 三郎	覚寺三五六〇
"	平井 忠晴	四〇六〇
"	竹内富久治	四三七〇
"	平井 基義	四二二〇
"	青木 武雄	四〇二〇
"	木村 国雄	円護寺一六五〇
"	西村 敬治	覚寺三八二〇ノ二
"	米原 繁雄	浜坂三七〇〇
監事	米原 寿男	四六八〇
"	青木 政則	覚寺四〇五〇ノ一
"	尾崎 春一	三五一〇

昭和四十一年八月二十五日総選挙の結果当選し九月二日就任 任期二年

鳥取県告示第六百七十八号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ清算人が就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

富長土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

- 理事 桑本 正義 西伯郡名和町富長九八番地
- " 園谷 実 " 一〇六"
- " 桑本 肇 " 六二"
- " 杉原 義治 " 六四"
- " 杉原 尋義 " 九九"

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期は精算終了まで

米子市中谷土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

- 理事 岩本 忠義 米子市福三〇八番地
- " 遠藤 博美 " 二一九九"
- " 戸田 吉久 " 二〇七五"
- " 永本 長秀 " 二四四八"
- " 岩本 茂 " 二三四二"

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期は精算終了まで

中井手土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

- 理事 杉村 晴正 米子市福市一二五七番地
- " 堀尾 重正 " 六五二"
- " 本田 豊 " 七二九"

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期

は精算終了まで

米子市富益町北口土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

- 理事 足立 実三 米子市富益町四六八番地
- " 内田 信行 " 二六〇"
- " 永見 信泰 " 二、五三四"

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期は精算終了まで

深田川土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

- 理事 富谷 栄 境港市竹内町七七五番地
- " 佐々木宮松 " 中野町四一五"
- " 清水 純 " 上道町五三八" の一
- " 池淵 巖 " 花町一四五"
- " 都田 米重 " 森岡町七〇〇"

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月一日就任 任期は精算終了まで

鳥取県告示第六百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ清算人が退任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月九日

富長土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

- 理事 桑本 正義 西伯郡名和町大字富長
- " 園谷 実 "
- " 桑本 肇 "
- " 杉原 尋義 "
- " 杉原 義治 "

昭和四十一年九月十五日清算終了により退任 深田川土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

- 理事 富谷 栄 境港市竹内町
- " 佐々木宮松 " 中野町
- " 清水 純 " 上道町
- " 池淵 巖 " 花町
- " 都田 米重 " 森岡町

昭和四十一年九月十六日清算終了により退任

鳥取県告示第六百八十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 中国電力株式会社
- 二 事業の種類 一一〇KV変電所(倉吉変電所)新設
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 倉吉市上余戸、下余戸、大原 三朝町大瀬、本泉、森
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十一年十二月 九 日から 昭和四十二年十二月三十一日まで

昭和四十一年十二月九日

鳥取県告示第六百八十一号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月九日

- | | | | | |
|-------|------|--------|-----------|----------|
| 指定年月日 | 指定番号 | 住所 | 氏名 | 売りさばき場所 |
| 四一、一 | 三四三 | 米子市大谷町 | 米子西部自動車学校 | 米子市大谷町一三 |
| 一二、一 | 一三 | 米子市大谷町 | 米子西部自動車学校 | 米子西部自動車校 |

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年十二月九日

- 鳥取県教育委員会委員長 井上善一
- 一日時 昭和四十一年十二月二十日 午後一時三十分
 - 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
 - 三 議題
 - 1 昭和四十二年予算について
 - 2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

(定価一冊一圓月三圓)送料をきむ。

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)
の翌日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告 示
- 国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
 - 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの
 - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
なる旨の申出の受理
 - 争議行為を行なう旨の通知
 - 解除予定の保安林
 - 保安林の指定の解除
 - 解除予定の保安林
土地の用途廃止
 - ◇公安告示
道路交通法による趣聞

告

示

鳥取県告示第六百八十五号
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の
規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬
劑師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規

定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
登録の記号及び番号 氏 名 登 録 の 年 月 日
鳥国医 一三三二 佐久本 健 昭和四十一年十一月二十一日

鳥取県告示第六百八十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の
規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬
劑師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規
定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
登録の記号及び番号 氏 名 登 録 の 年 月 日
鳥国業 一七一 高塚美知子 昭和四十一年十一月三十日
" 一七二 武本 博之 " "
" 一七三 堀江 祐子 " "
" 一七四 荒金 清美 " "

鳥取県告示第六百八十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の
規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、
療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬劑師